

## 生徒心得

### 一般心得

- 1 千城台高等学校の生徒としての自覚を持ち、清く、明るく、健やかな態度で、礼儀正しく、品位ある行動をとるように心掛けよう。
- 2 勉学が生徒の本分である。自発的に、計画的に学習するのはもちろん、あらゆる機会をとらえて、知性と教養を高めよう。
- 3 教科以外の教育活動にも積極的に参加し、友情を深め、協力的態度を養い、円満な人格と健やかな身体を築きあげよう。
- 4 男女は互いに尊重し、協力し合うべきものである。異性との交際は清純、明朗にして節度を守ろう。
- 5 常に対話の精神を持ち、暴力を用いず、違法や不正など、高校生として好ましくない行為は断じて排除しよう。
- 6 青年に悩みは多い。悩みについては教師や保護者に積極的に相談し、指導や理解を求めよう。
- 7 健康、安全には常に留意し、特に交通事故などのないよう、慎重に行動しよう。

### 校内細則

#### ○欠席、遅刻、外出、早退等について

- 1 欠席する時は必ず保護者から午前8時から**8時30分**の間に電話連絡をし、やむを得ず事前に連絡できなかった時は登校した時に所定の欠席届を提出する。
- 2 生活の乱れは遅刻から始まる。交通安全の上からも時間内に余裕を持って登校する。やむを得ず遅刻した時は休み時間にホームルーム（以下H・Rと略す）担任に届ける。
- 3 登校してから下校するまでは原則として校外に出てはならない。やむを得ず外出する時は生徒手帳に必要事項を記入し、H・R担任に届け出る。
- 4 健康や家庭の用事等の理由により、やむを得ず早退する時はH・R担任の許可を得る。家庭の事情や通院による早退は、事前に保護者が生徒手帳に記入した上でH・R担任に届け出る。
- 5 生徒主催の集会を行う時は関係職員を経て校長の承認を受ける。
- 6 掲示物は関係職員を経て校長の承認を受けて、所定の場所に掲示し、期間終了後は必ず撤去する。
- 7 出版物、ビラ等は内容、責任者を明示して、関係職員を経て校長の承認を受ける。

#### ○金品の徴収、拾得、紛失について

- 8 生徒が金品の徴収を行う時は関係職員を経て校長の承認を受け、収支を報告する。
- 9 必要な学用品以外は校内に持ち込まない。  
盗難防止に常に留意するとともに金品を紛失、又は、拾得した時は直ちに関係職員に届け出る。
- 10 携帯電話等は、節度を持って使用する。授業時間等は電源を切る。
- 11 生徒どうしの金銭の貸借、物品の売買はしない。

#### ○部活動等について

- 12 部活動の活動時刻は午後7時までとする。
- 13 時間外の部活動等は家庭連絡をとり、指導職員の指導によって行う。
- 14 休日、休業日は原則として登校しない。但し部活動等で登校する場合は指導職員の指導による。

#### ○公欠について

- 15 校長の承認した対外活動、その他公用や入学試験等のために欠席する時は公欠願を提出する。

#### ○身分証明書について

- 16 身分証明書は生徒手帳に添えて、常に携帯する。

#### ○政治的活動、宗教的活動について

- 17 教育基本法14条及び15条の精神に基づき、学校の組織的活動として、特定の政党及び特定の宗教のための活動は行わない。

選挙権年齢が満18歳以上に改正されたことにともなう、学校内における選挙運動、政治的活動等は禁止する。

## 校外細則

### ○通学，免許証等について

- 1 運転免許証を必要とする車両での通学は禁止する。
- 2 運転免許証は卒業まで取らない。但し，特別の事由により免許証を取得しようとする時は，保護者の承諾書を添え，担任・学年主任等を経て，校長の承認を受ける。取得した場合はH・R担任を経て生徒指導部に届け出る。
- 3 自転車通学を希望する生徒は，自転車通学許可願を担任を経て校長へ提出し承認を受ける。交通規則やその他の規則に違反をする生徒は自転車通学許可を取り消す場合がある。

### ○対外活動について

- 4 対外活動に参加する時は担任・顧問等を経て校長の承認を受ける。
- 5 外部諸団体に加入する時は担任・顧問等を経て校長の承認を受ける。
- 6 引率職員のいない対外活動は行わない。

### ○外出，外泊，旅行届について

- 7 遊興的飲食店，遊戯場へは立ち入らない。
- 8 夜間は緊急の要件以外は外出しない。
- 9 保護者の承諾のない外泊をしてはならない。
- 10 学割証を必要とする時は，旅行届を担任等を経て校長へ届け出る。

### ○アルバイトについて

- 11 アルバイトは原則として認めない。但し，特別の事由によりアルバイトをしようとする時は保護者の承諾書を添え，担任を経て，校長の承認を受ける。

### ○事故等の連絡について

- 12 学校の内外を問わず，事故に遭ったり，被害を受けたり，補導されたりした時は速やかに担任・顧問等に届け出る。

### ※備考

- 1 運転免許証の取得禁止の規定は原付，自動二輪，普通乗用車等すべての運転免許証を指す。
- 2 運転免許証取得の特別な事由とは，就職内定者で就職先より免許取得を義務づけられて者や教習所入所を希望する者に許可する。(但し，入所は冬期休業より)

### 「附則」

平成22年11月25日一部改正  
平成24年11月29日一部改正  
平成28年 6月12日一部改正  
平成30年 1月18日一部改正

## 服装規程

質素・清潔・端正

登下校及び学校生活は、学校で定めた服装を着用する。

### 1 男子の服装

#### (1) 冬服

ア 上着、ズボンは黒の通常型（詰襟、5つボタン）の高校生用学生服とする。

イ 上着には所定のボタンをつけ、左襟に学校バッジ、右襟に学年章をつける。

ウ 白のワイシャツ（長袖又は半袖）を着用する。

#### (2) 夏服

白のワイシャツ（長袖又は半袖）とし、左胸に校章をつける。期間は「4. 衣替え」による。

#### (3) 通学靴

黒の短靴とする。（運動靴も可）

### 2 女子の服装

#### (1) 冬服

ア 上着：本校指定のブレザーを着用し、左襟の所定の位置に学校バッジをつける。

イ ベスト：本校指定のベスト（V型襟ダブルで2つボタン）を着用する。

（ただし、正装行事以外は無地のV型襟ニットベストでもよい。色は白・黒・紺・グレーの着用を可とする。）

ウ スカート：本校指定のものを着用し、長さは膝にかかる程度とする。

エ ブラウス：白とする。

オ リボン：本校指定のものを着用する。

#### (2) 夏服

ア ベスト：本校指定のベスト（V型襟ダブルで2つボタン）を着用する。

（ただし、正装行事以外は無地のV型襟ニットベストでもよい。色は白・黒・紺・グレーの着用を可とする。）

左胸の所定の位置に学校バッジをつける。

イ スカート：本校指定のものを着用し、長さは膝にかかる程度とする。

ウ ブラウス：白とする。

#### (3) 靴下は白・黒・紺・茶・グレーとし、無地で普通の長さのものを着用すること。

（極端に短いものや、長いものは不可とする。）

ただし、入学式、卒業式等の式典は、紺のハイソックスを着用すること。

#### (4) 通学靴

黒又は茶の短靴とする。（運動靴も可）

### 3 服装・身だしなみについて

#### (1) 制服の変形は認めない。

男子：上着の裾を短く変形することや通常型でないズボンは認めない。

女子：短く切って変形することは認めない。

※改善の余地がない場合は買い替えをしていただきます。

#### (2) 頭髪は清潔にし、加工しない。

（染髪、脱色、パーマ、エクステ、部分的に極端な刈り上げなど）

#### (3) 化粧などはしない。

（口紅、有色リップクリーム、マニキュア、アイシャドウ、ファンデーションなど）

#### (4) 高校生として、不必要な装飾品はつけない。

（指輪、ネックレス、ピアス、イヤリング、サングラス、有色コンタクトなど）

#### (5) 防寒用コートは、高校生にふさわしいものとする。

#### (6) セーターの着用は正装時以外は防寒上必要な場合、上着の下に着用してもよい。

（無地V型襟で色は白・黒・紺・グレーとし、10月1日から5月31日までの期間とする。）

#### (7) ボタンつきのニットベスト及びカーディガンは不可とする。

#### (8) 特別の事由により異装をするときは担任に届け出る。

#### 4 衣 替 え

- (1) 6月1日、10月1日を衣替えの日とする。  
移行期間は、夏服は5月1日～6月10日 冬服は9月21日～10月31日とする。

#### 5 上 履

- (1) 本校所定のものに記名して用いる。

### インターネット使用に関する規程

#### 1 目 的

- (1) インターネット使用に関わる非行や犯罪被害から全生徒を守る。  
また、誹誘中傷などによるいじめの防止。  
(2) 千城台高校の全生徒及び職員の名誉を守る。

#### 2 具体的事項

- (1) 生徒心得，一般心得1及び5を自覚した行動を取ること。  
1. 千城台高等学校の生徒として自覚を持ち，清く，明るく，健やかな態度で，礼儀正しく品位ある行動をとるように心掛けること。  
5. 常に対話の精神を持ち，暴力を用いず，違法や不正など高校生として好ましくない行為は断じて排除しよう。  
(2) 千城台高校の全生徒及び職員の名誉を守ること。  
・他人の個人情報インターネット上で公開しない。  
・実名をあげなくても，個人が特定されるような書き込みをしない。  
・他人になりすました書き込みをしない。  
・虚偽の書き込みをしない。  
・他人の写真を無断で掲載しない。  
・飲酒，喫煙など疑われるような書き込みや写真の掲載をしない。 等  
上記及びを守れない場合は特別な指導の対象となる。

※自分自身の個人情報公開については，ストーカー被害・なりすまし被害など犯罪に巻き込まれる可能性がある。被害者とならない，加害者とならない，加害行為に手を貸さないという危機回避の観点から，自身の個人情報公開についても慎むこと。

#### 「附則」

平成15年 7月17日 一部改正  
平成21年11月19日 一部改正  
平成22年11月25日 一部改正  
平成23年12月 1日 一部改正  
平成26年12月 1日 一部改正  
平成29年 4月20日 一部改正  
平成30年 1月18日 一部改正